

両親が生前贈与なんかしちゃって…



恵規 その子 和子 伊藤

恵規さんのお父さんが、最近、お母さんに、自宅を生前贈与したことがわかりました。その事実を知って、「贈与なんかして、税金のほうは大丈夫？」と気になっている恵規さん。さっそく、いつもの喫茶店へレッツゴー。もちろんテーマは、生前贈与です。



伊藤 亮太 (伊藤亮太)
スキラージャパン副社長。CFP®、DC
アドバイザー、証券外務員資格など
証券会社勤務後、2007年11月に
独立系FP会社スキラージャパンを設
立。マネー・ライフプランニングの提
案、保険の見直し、証券取引所など
の資産運用に関する講演など多
方面で活躍。資産運用や保険など
に関する書籍も多数執筆
FP伊藤亮太のサイト
http://www.ryota-ito.jp
スキラージャパン
http://www.skirr-jp.com

恵規 ねえねえ聞いて。最近、私の両親が生前贈与つてのを、やったらしいの。
その子 いいわね、そんなにお金があつて
和子 何かねらいがあるんじゃないの？ 生前に贈与すると、相続で有利になるとか
恵規 私もそう考えたの。でも相続する時には、結局、生前に贈与した分も、税金が課されるようなことを聞いたことがあるし。ねえ先生、なんでだか、わかります？
伊藤 なるほどね。説明の前にみなさん、生前贈与のしくみについてご存知ですか？
その子 よく聞くけど、あんまり知らないわ！
伊藤 そもそも生前贈与とは、被



相続人が生きているうちに、自分の財産を相続人となるような人たちになどに分け与えることをいいます。その際、確かに恵規さんの言うとおり、相続時に税金がかかってしまう場合があります。
恵規 やっぱり。でも何で贈与なのに相続税の対象なの？
伊藤 それはですね、「生前贈与加算」というしくみがあるからなんです。生前贈与加算とは、相続や遺贈で財産を取得した人で、相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、その贈与財産を贈与時の価額で相続財産に加算して相続税を計算するしくみのことです。この場合、贈与税が非課税になる毎年110万円までの贈与財産についても、相続財産に加算する必要があります。

伊藤 実には、贈与税の配偶者控除という制度を活用すると、その贈与財産は相続時の加算から除かれるんです。この贈与税の配偶者控除とは、結婚して20年以上経った夫婦間で、自宅やその購入資金の贈与がある場合には、毎年の110万円分の非課税枠とは別に、最高2千万円分の財産に関して贈与税が課されないことになっています。つまり、この制度を活用すると110万円まで贈与に関して税金が課されず、しかも相続時においても加算されないんです。ですから、活用しないと、もったいないんですよ！

- ### 贈与税の配偶者控除の適用要件とは？
- ① 婚姻期間が20年以上あること
 - ② 贈与財産が居住用不動産または居住用不動産を購入するための金銭であること
 - ③ 贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産に居住しており、かつ、その後、引き続き居住する見込みであること
 - ④ 同じ配偶者から過去にこの特例を受けていないこと

(注) 贈与税がかからない場合であっても、贈与税の申告は必要です！

伊藤 いやいや、そんなことはありません。相続開始前3年以内の贈与でも、夫婦の場合、相続時に加算する必要があるんです。
その子 あら、厳しいわね…。じゃあ亡くなる前の3年間の贈与財産は、すべて相続税の課税対象になっちゃうつてこと？

恵規 そっか、それでうちの両親は生前贈与をしたわけね。伊藤 たぶん、そうだと思います。ただし、結婚して20年以上経っている夫婦であれば、他に要件がないというわけではありません。この図表でポイントをチェックしておいてください。また、贈与税が課されないとしても、自宅の贈与の場合、登記時には登録免許税や不動産取得税がかかりますから、そこは要チェックです。

和子 なるほど、伊藤 あと、相続時精算課税制度についても簡単に紹介しておきますね。これは生前に相続人となりうる人に、2500万円まで贈与税なしで贈与できる制度です。その代

わりに相続時にその贈与財産を相続財産に加算して相続税が計算されることとなります。これも生前贈与の1つの方法といえますね。その子 知らなかったわ。いろいろ使える制度があるのね。伊藤 ただし、制度によって細かい要件がありますので、誰でも使えるわけではない点は注意してください。恵規 両親の謎が解けてすっきりしました。やっぱり先生、頼りになりますね♥